

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（第八十九条） 附則 第七章 雑則</p> <p>第八十九条 連結財務諸表規則第九十五条から第九十八条までの規定は、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。</p>	<p>目次 第一章～第六章（略） （新設） 附則 （新設） （新設）</p>